

第306回

長崎県北部海区漁業調整委員会議事録

令和7年6月9日(月)

於：県北振興局天満庁舎2階A会議室  
(佐世保市)

## 第306回長崎県北部海区漁業調整委員会議事録

1. 開催日時 令和7年6月9日(月) 14時00分 ～ 15時40分
2. 通知年月日 令和7年6月2日(月)
3. 公示年月日 令和7年6月2日(月)
4. 公示の場所 総務文書課、各振興局並びに関係各市町と関係各漁協に公示の依頼を行い、県ホームページにて公開した。
5. 開催場所 県北振興局 天満庁舎 2階第A会議室 佐世保市天満町1-27
6. 出席委員 浦田和男、大久保照享、安永光幸、山中兵恵、生月漁業協同組合、片岡一、田渕輝明、吉浦英男、小楠彰人、高平真二、馬場章廣、中原康壽、峰誠四郎
7. 欠席委員 溝口悦雄、後藤正喜
8. 出席者 委員会事務局 尾崎局長、光永次長、秋永係長、青木書記  
貞松係長(壱岐駐在)  
漁業振興課 馬場参事

### 9. 議 案

- ・第1号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示及び許可の有効期間について(諮問)
- ・第2号議案 北区第 1800 号第 1 種くろまぐろ小割式養殖業に付加された条件の変更について(諮問)
- ・第3号議案 長崎県資源管理方針の変更について(諮問)
- ・第4号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)
- ・第5号議案 長崎県資源管理方針別紙1-1第5及び同別紙1-2第4の別に定める「くろまぐろ」の変更について(協議)

### その他

- ・令和6管理年度(第10管理期間)におけるくろまぐろの漁獲実績について(報告)
- ・令和6管理年度におけるさば類の知事管理漁獲可能量の追加配分(報告)
- ・令和7管理年度におけるまいわしの知事管理漁獲可能量の追加配分(報告)

## 10. 議 事

開 会 14:00

(14時00分 開始)

事務局

ただいまより、第306回長崎県北部海区漁業調整委員会を開催いたします。事務局長の尾崎でございます。よろしくお願いいたします。

初めに、本日の出席委員についてご報告いたします。本日は、溝口委員および後藤委員が欠席ですが、13名の委員が出席されていますので、本委員会は成立いたします。

ここで、改選後、初めてご出席いただきました委員を紹介しますので一言、ご挨拶をお願いいたします。

高平委員

(挨拶)

馬場委員

(挨拶)

事務局長

また、本日は漁業振興課から馬場参事が出席しております。

漁業振興課

(挨拶)

事務局長

それでは、はじめに山中会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長

(挨拶)

事務局長

ありがとうございました。

それでは、以降の進行を山中会長をお願いいたします。

会長

それでは、議事に入る前に、本日の議事録署名人を指名します。

本日の議事録署名人は、「小楠委員」と「高平委員」にお願いします。

本日の議題はお手元の資料のとおり、

第1号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示及び許可の有効期間について (諮問)

第2号議案 北区第 1800 号第 1 種くろまぐろ小割式養殖業に付加された条件の変更について (諮問)

第3号議案 長崎県資源管理方針の変更について (諮問)

第4号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について (諮問)

第5号議案 長崎県資源管理方針別紙1－1第5及び同別紙1－2第4の別に定める「くろまぐろ」の変更について (協議)

その他

となっております。

それでは、第1号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示及び許可の有効期間について (諮問)」を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

(諮問文朗読、資料説明)

○第1号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示及び許可の有効期間について (諮問)

- ・本庁専決許可: はえなわ式ふぐかご漁業 (壱岐海域)
- ・福岡県との協定に基づく県外への許可

会長

ただいま、事務局から説明がありましたが。何かご質問等はございませんか。

|      |                                                                                                                 |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 高平委員 | 福岡県に住所がある者に許可を出すことに違和感があります。                                                                                    |
| 事務局  | 福岡県と長崎県との間で結ばれた相互入合協定に基づき、毎年許可を出しているものです。相互に許可を出し、壱岐の漁業者が福岡県海域での操業を、福岡県の漁業者が壱岐周辺海域ではえなわ式ふぐかご漁業の操業を可能にする趣旨の協定です。 |
| 高平委員 | 異議があるわけではありません。少し疑問に思ったから聞いただけです。                                                                               |
| 会長   | 壱岐の委員の方、どなたか説明できますか。                                                                                            |
| 安永委員 | さんま流し網と交換しているものでしょう。                                                                                            |
| 会長   | このことについて、壱岐の方でトラブルはありませんか。                                                                                      |
| 安永委員 | はい。                                                                                                             |
| 浦田委員 | このふぐかごは確か長崎県海域に入っていると思います。                                                                                      |
| 事務局  | 長崎県に入っているので、長崎県が許可を出すことになります。                                                                                   |
| 会長   | 壱岐の方からトラブルがないなら問題ありません。                                                                                         |
| 会長   | ご質問等もないようですので、諮問原案どおり公示する内容及び許可の有効期間を定めて差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。                                              |

|      |                                                                                                                                                                                                                        |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 各委員  | 異議なし。                                                                                                                                                                                                                  |
| 会長   | ご異議もないようですので、第1号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示及び許可の有効期間について（諮問）」は、諮問原案どおり公示する内容及び許可の有効期間を定めて差し支えない旨、答申することに決定いたしました。                                                                                                            |
| 会長   | <p>続きまして、第2号議案「北区第1800号第1種くろまぐろ小割式養殖業に付加された条件の変更について（諮問）」を上程します。</p> <p>事務局の説明の前に確認します。条件の変更について当事者から事務局に意見の申し込みはありますか。</p>                                                                                            |
| 事務局  | 当事者である中野漁協から意見の申し込みはありませんが、陳述書の提出があります。                                                                                                                                                                                |
| 会長   | 陳述書も含めて事務局の説明を求めます。                                                                                                                                                                                                    |
| 事務局  | <p>（諮問文朗読、資料説明）</p> <p>○第2号議案 北区第1800号第1種くろまぐろ小割式養殖業に付加された条件の変更について（諮問）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業権者の中野漁協からの請願による条件の変更</li> <li>・天然種苗を移送できる条件に変更するもの</li> <li>・中野漁協から陳述書により異議のない旨回答があった</li> </ul> |
| 会長   | ただいま、事務局から説明がありましたが、何かご質問等はございませんか。                                                                                                                                                                                    |
| 高平委員 | 近くの漁協との問題がなければ良いのではないですか。                                                                                                                                                                                              |

会長

この区域は、中野漁協だけの海域です。

高平委員

周りの漁協に迷惑をかけなければ良いと思います。

会長

他にご質問等もないようですので、第2号議案は諮問原案どおり、変更して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

各委員

異議なし。

会長

ご異議もないようですので、第2号議案「北区第1800号第1種くろまぐろ小割式養殖業に付加された条件の変更について（諮問）」は、諮問原案どおり変更して差し支えない旨、答申することに決定いたしました。

会長

続きまして、第3号議案「長崎県資源管理方針の変更について（諮問）」を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

（諮問文朗読、資料説明）

- 第3号議案 長崎県資源管理方針の変更について（諮問）
  - ・特定水産資源（TAC 魚種）にぶりを追加
  - ・新たな TAC 魚種はステップアップ管理
  - ・特定水産資源（TAC 魚種）「まさば及びごまさば」の資源名称の変更

会長

ただいま説明がありましたが、何かご質問等はございませんか。

峰委員

対象とする漁業が漁船漁業となっているが、定置漁業はどうなりますか。

事務局

最初はステップ1での管理となりますので、漁業種類ごとに配分することはしません。長崎県のブリの漁獲のうち5割程度が定置漁業であるため、ステップ2、3に進んだ時には定置漁業に数量を配分していくことになると考えられます。

峰委員

検討している段階ということですか。

事務局

ステップが進むにつれて配分を検討していくことになると思います。

会長

ほかにご質問等もないようですので、第3号議案は諮問原案どおり変更して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

各委員

異議なし。

会長

ご異議等もないようですので、第3号議案「長崎県資源管理方針の変更について（諮問）」は、諮問原案どおり変更して差し支えない旨、答申することに決定いたしました。

会長

続きまして、第4号議案「長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）」を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

（諮問文朗読、資料説明）

○第4号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）  
・まさば及びごまさば：36,900トン（うち中型まき網漁業 33,900トン）



〔 ・ぶり:101,000トンの内数 〕

会長

ただいま説明がありましたが、何かご質問等はございませんか。

高平委員

全部説明の意味が分かりません。対馬と太平洋とに分かれているが、どういう意味で言っているのですか。そこで生まれ育ったという意味ですか。私たちの感覚では、まき網は東シナ海から来たものを獲っているイメージです。水産庁や県が、どこで生まれてどこで育つてというのをすべて分かっているなら文句はありません。

今までも過去の実績ばかりを見て管理しています。獲りすぎたらいけないことくらい私たちが分かっています。こんなに燃油の高い時代に値段が暴落してはいけませんから。何を基準にして TAC の枠を決めているのかよくわかりません。ブリやマダイのように TAC 魚種を増やすと、漁協の職員の仕事が結構大変になってしまいます。職員は減少しているのに、仕事量ばかり増やされています。上は天下り先ばかり増やして何をしているのですか。県は水産庁の言うことを聞かないといけない立場の人間だと思うが、長崎県の枠を増やしてくれと水産庁に言ってくれる職員が誰一人いません。このようなことをしていたら、漁業者がいなくなります。コメ問題のようなことが水産でも起こるかもしれません。今ではマグロは半分輸入物です。言うこととすることがめちゃくちゃです。私たちは言われたら聞かないといけない立場ですから。

会長

コメ問題の後は水産の問題になるということですか。

高平委員

そうかなと思っています。

机に座っている人間は、なかなか分かりません。会長、山のことは百姓、海のことは漁師が一番分かっていると思いませんか。

会長

そうです。

|       |                                                                                                                                                                                                 |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 高平委員  | <p>机に座って頭が良いのかもしれませんが、何日も魚と一緒にいません。統計などは天文的な数字にすぎません。それを漁師にどうしろと言われても困ります。</p> <p>何しろ弱い立場の人間ですから。</p>                                                                                           |
| 会長    | 参事さん、そう言われたと本庁に伝えてください。                                                                                                                                                                         |
| 漁業振興課 | はい。                                                                                                                                                                                             |
| 小楠委員  | 県の留保がある魚種とない魚種がありますが、これはどういった意味でしょうか。                                                                                                                                                           |
| 事務局   | <p>浮魚資源は回遊により突発的な漁獲がある年があるので、それに備えて留保枠を設定しています。</p> <p>数量明示している魚種は、留保を設定しております。数量明示していない魚種はTAC を超えても採捕停止にはならないため、留保を設定していません。数量が設定されている魚種である、マアジ、マイワシ、サバ類、クロマグロについては、数量明示されているので留保を設定しています。</p> |
| 小楠委員  | ステップ1の魚種があるということですか。                                                                                                                                                                            |
| 事務局   | はい。カタクチイワシ、ウルメイワシ、マダイ、ブリはまだステップアップ管理です。                                                                                                                                                         |
| 小楠委員  | だからまだ留保がないということですか。                                                                                                                                                                             |
| 事務局   | そうです。                                                                                                                                                                                           |

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 会長  | またの機会にでも納得いただけるように、こういった理由でトン数が設定されたのか調べておいてください。                                                                                                                                                                                                                    |
| 事務局 | はい。                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 会長  | ほかにご質問等もないようですので、第4号議案は諮問原案どおり設定して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。                                                                                                                                                                                                         |
| 各委員 | 異議なし。                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 会長  | ご異議等もないようですので、第4号議案「長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)」は、諮問原案どおり設定して差し支えない旨、答申することに決定いたしました。                                                                                                                                                                          |
| 会長  | <p>続きまして、第5号議案「長崎県資源管理方針別紙1－1第5及び同別紙1－2第4の別に定める「くろまぐろ」の変更について(協議)」を上程します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>                                                                                                                                                                    |
| 事務局 | <p>(協議文朗読、資料説明)</p> <p>○第5号議案 長崎県資源管理方針別紙1－1第5及び同別紙1－2第4の別に定める「くろまぐろ」の変更について(協議)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大型魚の繰越、追加配分のルールを変更</li> <li>・当初配分:小型魚 879.9トン、大型魚 234.7トン</li> <li>・第1回目追加配分(繰越配分、国留保の追加配分、不等量交換)により、小型魚 954.0トン、大型魚 363.3トン</li> </ul> |

|      |                                                                                                                                                |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 会長   | ただいま、事務局から説明がありましたが、何かご質問等はありませんか。                                                                                                             |
| 生月漁協 | 不等量交換については、令和 7 管理期間ではまだありますか。                                                                                                                 |
| 事務局  | 令和 7 管理期間については、5 月の調査で最後です。                                                                                                                    |
| 生月漁協 | 去年は 2 回調査がありませんでしたか。                                                                                                                           |
| 事務局  | 5 月が 2 回目の調査になります。昨年度末に 1 回目の調査をしました。                                                                                                          |
| 生月漁協 | 1. 6 倍で不等量交換できる事業はまだありますか。                                                                                                                     |
| 事務局  | あります。7 月から 8 月ごろに要望調査をする予定と聞いています。                                                                                                             |
| 生月漁協 | 分かりました。できれば不等量交換をもう 1 回発動していただきたいと思います。                                                                                                        |
| 会長   | 他にご質問等もないようですので、第 5 号議案は原案どおり変更することにご異議ございませんか。                                                                                                |
| 各委員  | 異議なし。                                                                                                                                          |
| 会長   | <p>ご異議もないようですので、第 5 号議案「長崎県資源管理方針別紙 1－1 第 5 及び同別紙 1－2 第 4 の別に定める「くろまぐろ」の変更について（協議）」は、原案どおり変更して差し支えない旨、回答することに決定いたしました。</p> <p>10 分間、休憩します。</p> |

<休会>

会長

再開します。

続きまして、「その他」につきまして、『令和6管理年度(第10管理期間)におけるくろまぐろの漁獲実績について(報告)』について説明をお願いします。

事務局

(資料説明)

○その他 令和6管理年度(第10管理期間)におけるくろまぐろの漁獲実績について(報告)  
・消化率:小型魚94.7%、大型魚85.1%

会長

何かございませんか。

高平委員

壱岐の勝本や平戸の生月などと思いますが、90%の消化率なのは、規制があるからこの数値なのではないですか。どのくらい枠があれば漁師が安心して操業し後継者を育てられるのかわからないのですか。漁業者は減っていています。

私が知る限りでは、クロマグロの規制が始まった頃には、既にクロマグロ資源は増えています。まき網船の横をマグロが跳ねていました。統計が3,4年遅れているのではないですか。これだけITなどが発達して、世界で調べているのに、増えてきているのに獲るなどと言われても困ります。

言っても変わらないとは思いますが。

生月漁協

7海区会長会でもかなり議論して海区の配分は決めました。

融通してもらっていますが、まだ足りません。

高平委員

水産庁の人が、海の中にどれだけ魚がいるか分かるなら神様みたいではありません

か。あまりいらないことは言いたくありませんが。言っても大して変わりませんが。

会長

平成22～24年のデータではなく、クロマグロが多くなった4、5年前のデータを使ってほしいです。

生月漁協

国は直近3年間で案を出していますよね。その後の配分については各県で決めると思いますが、小型魚も1/2を平成22～24年の比率、あとの1/2を直近比率で出したりしてはどうでしょうか。ここで議論することではないですが。

会長

県北は壱岐から融通してもらっていますが、融通が必要ないように全体にもっと配分してほしいと思います。

この件について他にありませんか。

各委員

ありません。

会長

続きまして、「その他」につきまして、『令和6管理年度におけるさば類の知事管理漁獲可能量の追加配分について(報告)』について説明をお願いします。

事務局

(資料説明)

- その他 令和6管理年度におけるさば類の知事管理漁獲可能量の追加配分(報告)
- ・2回目変更:国留保から1,900トン追加配分を受け、42,100トンに変更。
- ・3回目変更:国留保から3,600トン追加配分を受け、45,700トンに変更。

会長

この件につきまして何かございませんか。

|       |                                                                                                 |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 各委員   | ありません。                                                                                          |
| 会長    | 続きまして、「令和7管理年度におけるまいわしの知事管理漁獲可能量の追加配分について(報告)」について説明をお願いします。                                    |
| 事務局   | (資料説明)<br>○その他 令和7管理年度におけるまいわしの知事管理漁獲可能量の追加配分<br>(報告)<br>・2回目変更:島根県から20,000トン融通を受け、70,000トンに変更。 |
| 会長    | この件につきまして何かございませんか。                                                                             |
| 各委員   | ありません。                                                                                          |
| 会長    | 続きまして、事務局から他にありませんか。                                                                            |
| 事務局次長 | (資料説明)<br>○その他 北共第1号における区画漁業権(真珠養殖関連)の漁場監視について<br>(報告)<br>・令和7年5月22日の監視結果について報告。                |
| 会長    | この件につきまして何かございませんか。                                                                             |
| 各委員   | ありません。                                                                                          |
| 会長    | その他についてほかに何かありませんか。                                                                             |

各委員

ありません。

会長

ほかにご意見等もないようですので、これをもちまして、第306回長崎県北部海区漁業調整委員会を閉会します。

ご審議、ありがとうございました。

<閉 会>

閉 会 15:40

以上の議事に顛末を記載し、これと相違ないことを証するため、会長は、議事録署名人とともに押印する。

会 長

印

議事録署名人

印

議事録署名人

印